

南海トラフ地震対策行動計画 (第4期 2019年度～2021年度)

2021年3月改定

高 知 県

はじめに

南海トラフを震源とする巨大地震は、概ね90～150年周期で発生しており、その都度本県に大きな被害をもたらしてきました。昭和21年(1946年)12月21日に発生した昭和南海地震から73年が経過し、年々切迫度が高まっています。

県では、地震による被害の軽減や発災後の応急対策、速やかな復旧・復興に向けた事前の準備など、県や市町村、事業者、県民の皆様がそれぞれの立場で実施すべき具体的な取組をまとめた南海トラフ地震対策行動計画を策定し、ハード・ソフトの両面から様々な対策を進めてきたところです。



さらに、東北地方の太平洋沿岸域に壊滅的な被害をもたらした東日本大震災や、震度7を2回記録した熊本地震を教訓として、対策の強化にも取り組んでまいりました。

これらの取組により、2013年5月に県が想定した死者数42,000人は、2018年度末時点で11,000人にまで減少させることができました。

一方で、これまでの取組を総括する中で見えてきた課題も多数あります。

例えば、津波避難経路の現地点検の結果、ブロック塀や老朽住宅の倒壊により、重要な避難路が閉塞する恐れがあるといった課題が明らかとなりました。

また、全市町村で応急期機能配置計画を策定しましたが、避難所や応急仮設住宅建設用地、災害廃棄物仮置場が大幅に不足することが明らかとなりました。

さらに、要配慮者の支援対策については、迅速な避難のための個別計画の策定率が10%にとどまっていることや、福祉避難所が十分確保できていないことなど、「命を守る」対策をはじめとするすべてのステージにおいて対策の強化が必要であることが明らかになりました。

第4期行動計画においては、これまでの取組を土台としつつ、想像力を働かせ、より現実に即した対策を強化するなど、難易度の高い課題に正面から立ち向かっているところです。

さらに、対策の時間軸をこれまで以上に長く捉え、復旧期まで視野に入れた取組を実施しているところです。

また、2020年3月改定にあたっては、第4期行動計画において特に積極的に取組を進めている10の重点課題に、新たに「応急活動の実効性を高めるための受援態勢の強化」を追加します。県では、外部からの応援の受入れについて、要配慮者を支援するための災害派遣福祉チームの受入手順や応急給水活動の調整手順など、今後、計画等の策定が必要な分野が残されているほか、市町村においても、応急救助機関の受入れや活動調整の仕組み、物資配送のための計画などを定めているところが少ないことから、計画の策定や既存計画の検証・見直しといった取組を強化してまいります。

これまでよりさらにバージョンアップした第4期行動計画に基づき、「命を守る」対策のさらなる徹底、「命をつなぐ」対策の幅広い展開、「生活を立ち上げる」対策の推進に全庁をあげて全力で取り組んでまいります。

2020年3月

高知県知事 濱田 省司

目 次

第1 計画作成の趣旨と基本的な考え方

1	南海トラフ地震対策行動計画作成の趣旨	P. 1
2	南海トラフ地震対策の方向性	P. 2
3	計画の対象とする地震と被害想定	P. 3
4	第3期行動計画の取組による減災効果	P. 10
5	策定方針	P. 12
6	取組を検討するうえでの留意事項	P. 12
7	減災目標	P. 13
8	重点的に取り組む課題	P. 16
9	計画期間	P. 20
10	進捗管理	P. 20

第2 具体的な取組

1	想定される被害シナリオに応じた対策	P. 21
2	計画の体系表（対策一覧）	P. 36
3	具体的な取組内容（個表）	P. 48
4	これまでの取組と新たな取組	P. 225

参考資料

- ◆ 南海トラフ地震対策行動計画（第4期 2019年度～2021年度）の概要
- ◆ 南海トラフ地震対策行動計画（第4期 2019年度～2021年度）の全体像
- ◆ 重点課題説明資料
- ◆ 第3期南海トラフ地震対策行動計画の総括